（四）　植物に関する項目

1　調査項目

国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況

2　調査地域

事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域

3　予測

(1)　国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。

(2)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。

（五）　動物に関する項目

1　調査項目

国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況

2　調査地域

事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域

3　予測

(1)　国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。

(2)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。

（六）　自然保護に関する項目

1　調査項目

(1)　環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況

(2)　国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況

2　調査地域

事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域

3　予測

(1)　調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。